

志免町立町民図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、志免町立町民図書館（以下「図書館」という。）の図書資料の購入の財源を確保することにより図書館サービスの充実を図るため、志免町立町民図書館雑誌スポンサー制度（以下「スポンサー制度」という。）を実施することについて、志免町広告事業実施要綱（平成20年志免町告示第45号。以下「要綱」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(実施内容)

第2条 スポンサー制度は、本制度の趣旨に賛同する者（この要綱において「スポンサー」という。）が寄贈した雑誌の最新号にカバーをつけ、そのカバーにスポンサー名及び広告（以下「広告等」という。）を添付して図書館に配架するものとする。

2 前項の添付の方法は、カバー表面にスポンサー名を、裏面にスポンサーの広告を掲載することにより行うものとする。

3 スポンサーが寄贈した雑誌（以下「寄贈雑誌」という。）の配架位置、保存及び廃棄については、志免町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が決定する。

(広告等の規格)

第3条 カバーに記載する広告等の位置、色等は、次のとおりとする。

(1) 表面 地色は白色とし、文字を黒色のものでスポンサー名を入れ、カバー中段以下に配置

(2) 裏面 広告を入れ、片面印刷でカバーに収まるサイズのもの

2 スポンサー名は、前項のいずれにおいても同一名称を用いることとする。

3 広告等は、スポンサーが作成するものとする。

(広告等の掲示期間)

第4条 広告等の掲示期間は、原則として教育委員会が掲載を決定した月の翌月から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、教育委員会又はスポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は、自動的にさらに1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(スポンサーの募集時期)

第5条 スポンサーは、随時募集する。ただし、既にスポンサーが決定している雑誌で当該スポンサーが解約の意思表示をされたものについては、その広告等の掲示期間が終了する2か月前の1日から受け付けるも

のとする。

(申込等)

第6条 スポンサー制度に申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、志免町立町民図書館雑誌スポンサー制度（新規・変更）申込書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

2 申込者は、提供する雑誌を教育委員会が別に定める雑誌一覧から選定するものとする。ただし、雑誌一覧に記載されていない雑誌を希望するときは、教育委員会との協議により選定することができるものとする。

(スポンサー及び広告内容の決定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第4条及び志免町広告掲載基準（平成20年志免町告示第46号）の規定に基づき、スポンサー及び広告内容を決定するものとする。

2 前項の規定に基づき、決定するに当たって疑義が生じた場合は、要綱第17条に規定する志免町有料広告審査会に意見を求めるものとする。

(契約)

第8条 申込者は、スポンサー制度のスポンサーに決定した場合、覚書（様式第2号）により教育委員会と契約を締結するものとする。

(広告の内容の変更)

第9条 広告の内容は、3か月毎に変更することができる。

2 第6条第1項及び第7条の規定は、広告の内容の変更について準用する。この場合において、第6条第1項中「スポンサー制度に申込みをしようとする者は」とあるのは「掲載した広告の内容を変更しようとするスポンサーは」に、読み替えるものとする。

(支払方法)

第10条 スポンサーに決定した者（以下「決定者」という。）は、雑誌購入代金を次に定めるところにより図書館指定の納入業者に直接支払うものとする。

(1) 支払いは、一括先払いとする。

(2) 前号の振込手数料は、決定者の負担とする。

(休刊等の措置)

第11条 寄贈した雑誌が休刊等により購入できなくなったときは、教育委員会と協議の上、別の雑誌に広告を掲載することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

志免町立町民図書館雑誌スポンサー制度（新規・変更）申込書

年 月 日

志免町教育委員会 様

（申込者）

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

志免町立町民図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たり、以下の事項について誓約します。

- (1)法令等に違反していません。
- (2)民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中ではありません。
- (3)志免町から指名停止措置を受けていません。
- (4)暴力団、暴力団の構成員その他これらに準ずるものではありません。

記

1. 広告の掲載を希望する雑誌名

希望順位	雑誌名

2. 広告掲載希望期間（原則1年）

年 月 日から 年 月 日まで

3. 担当者連絡先

部 署	
担当者氏名（フリガナ）	
電話番号/FAX	
メールアドレス	

4. 添付書類

- (1) 広告図案
- (2) 会社概要等（業種等がわかるもの。（新規申込みの場合のみ））

様式第2号（第8条関係）

覚 書

_____（以下「甲」という。）と志免町教育委員会
（以下「乙」という。）は、雑誌の寄贈等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

記

（寄贈雑誌）

第1条 乙は、甲から「_____」の寄贈を受けるものとする。

2 寄贈する雑誌は、教育委員会の選考基準に見合うものとする。

（広告等掲載の方法）

第2条 乙は、甲から寄贈を受けた雑誌にカバーをかけて、甲の名前を当該雑誌の表面に、
甲の広告等を当該雑誌の裏面に掲載するものとする。この場合において、広告の内容等
について甲は、事前に乙と協議をするものとする。

（寄贈の期間）

第3条 甲が乙に対して寄贈する期間は、原則として1年間とする。ただし、期間満了の
3か月前までに、甲又は乙いずれかの書面による解約の意思表示がある場合以外は、自
動的に延長されるものとし、その後も同様とする。

（広告掲載の責務）

第4条 甲は、甲が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 甲は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関
する全ての権利処理等が完了していることを教育委員会に対して保障するものとする。

3 第三者から広告に関して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、甲乙
の責任及び負担において解決するものとする。

（協議）

第5条 本覚書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議し、解
決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

（甲）住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

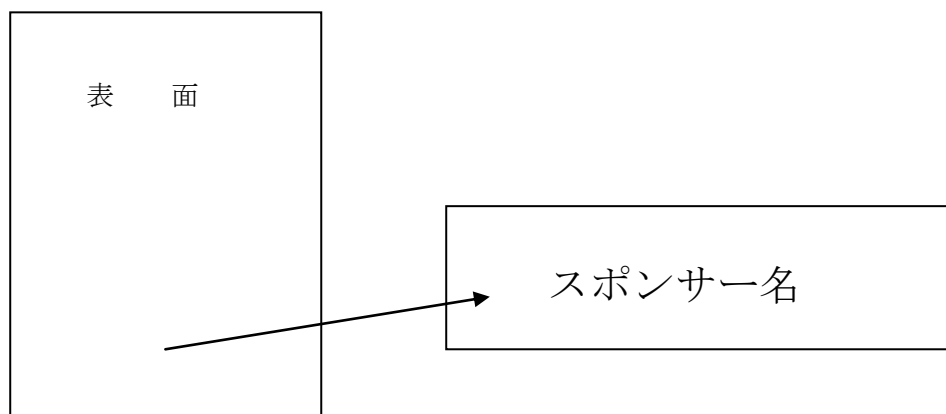
（乙）志免町教育委員会

教育長

印

【規格等】 (スポンサー表示 見本)

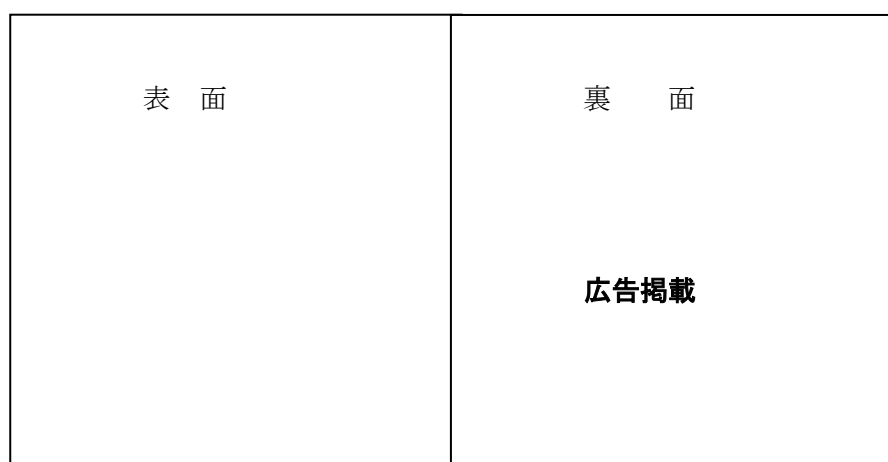
1. 最新号カバー表面



※最新号カバーに、縦 5 c m × 横 13 c m で作成

※地色は白色、文字は黒色

2. 広告



※最新号カバー裏面に広告を掲載することができます。

※広告には、スポンサーの商号又は名称、電話番号を必ず明記してください。

※広告は、雑誌カバーに入るサイズで作成してください。